

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年4月18日午後1時30分から令和7年第4回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫充
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願の審査について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
- 議案第5号 金ヶ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和7年第4回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。  
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には4番倉田和久委員、5番渡辺好章委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。  
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】  
報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知ついてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。  
【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
ここで、番号1番の案件について、7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——7番委員退席——

議 長 これより、番号1番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員  
の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
7番高橋重貴委員の入席を許します。  
——7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
次に、番号2番から10番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい  
て、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
つづいて、現地調査の報告を求めます。  
はじめに、番号1番から9番の案件について、18番田口敏委員より  
報告願います。

第18番委員 18番田口です。4月15日午前に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地  
区の及川宏和委員、有住寿哉委員、事務局の田尻係長と現地調査に行っ  
てきました。  
譲受人である[ ]が商業施設店舗を建築するた  
め、譲渡人である[ ]が所有する田及び畑を売買により  
取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地から 300メートル以内に [ ] 存在することから第 3 種農地に該当するため、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、農地転用の妨げとなる権利を有する者からの同意を得ており、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、隣接地に農地はありませんが、国道 4 号から横断してくる農業用水を切り回して東側の水田へ用水を確保する計画であるため、周辺農地への被害は予想されないものと判断します。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

なお、今回の現地調査は資料も膨大であり、私個人としては不安もありましたが、他 3 名の委員に指導を賜り、現地調査を終えることができました。

以上で現地調査の報告を終わります。

ご苦労さまでした。

次に番号 10 番と 11 番の案件について、14 番山路和弘委員より報告願います。

議

長

#### 第 14 番委員

14 番山路です。4 月 15 日午後、南方地区の高橋義隆委員、佐藤浩幸委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である [ ] 宅地分譲地を造成するため、譲渡人である [ ] 所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、農地転用の妨げとなる権利を有する者からの同意を得ており、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

また、周辺農地への被害防除措置としては、申請地を盛土、整地し、転圧する。西側の農地及び水路との境界には L 型擁壁を設置する。雨水、排水については、地下浸透を基本とし、中央を通る用悪水路に可変側溝を整備して位置指定道路の雨水等を集水し、北側水路へ流水する計画であることから、土砂や流水の被害は、想定されないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第3号農地法の適用外証明願の審査についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 つづいて、現地調査の報告を求めます。  
 はじめに、番号1番の案件について、19番高橋正則委員より報告願います。

第19番委員 19番高橋です。4月14日午前に、西部地区の坂井聡委員、倉田和久委員、佐藤祝委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
 申請地は、[ ] 所有の畑ですが、現況は宅地として利用されています。  
 現況に至った経緯ですが、昭和30年代に亡き父が[ ] から入植し、居宅への通路として使用、昭和36年に畜舎を建築、昭和55年頃に居宅を建築し、現在まで利用してきたとのことです。  
 今回、所有権移転手続きをするにあたり、農地であることが判明したため、農地法の適用外証明願の手続きが出されました。  
 現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり宅地として使用されており、農地に復元することは困難であると認められます。  
 適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。  
 以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。  
 次に、番号2番の案件について、3番宮本賢委員より報告願います。

第3番委員 3番宮本です。4月14日午前に、北部地区の渡辺好章委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。  
 申請地は、[ ] 所有の畑ですが、現況は、宅地として利用されています。

現況に至った経緯ですが、亡き父が昭和48年に住宅及び畜舎を越境して建築し、現在まで利用してきたとのことです。

今回、敷地調査を行ったところ農地であることが判明し、農地法の適用外証明願の申請が出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり自宅敷地として使用されており、農地に復元することは困難であると認められます。

適用外証明できる範囲として、農地以外になってから20年を経過した土地で、農地として復旧することが困難と認められるものに該当することから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。  
これより、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第3号農地法の適用外証明願の審査について、相違ないことを証明することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。  
よって、本案は、相違ないことを証明することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事 務 局 長

事務局 説明を求めます。

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議	長	<p>挙手全員であります。 よって、本案は、原案のとおり決定しました。</p>
議	長	<p>日程第9、議案第5号金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。 事務局説明を求めます。</p>
事	局	<p>【事務局 朗読説明】</p>
議	長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 ——なしの声あり——</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 討論に入ります。討論ございませんか。 ——なしの声あり——</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。 議案第5号金ケ崎町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、計画の変更に異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。 ——委員挙手——</p>
議	長	<p>挙手全員であります。 よって、本案は、計画の変更に異議ない旨の意見を付して金ケ崎町長に回答することに決定しました。</p>
議	長	<p>これで、本日の日程は、全部終了いたしました。 令和7年第4回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。</p>

時間 14 時 10 分